

# 高島町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成25年1月10日策定

## 第1 趣旨

この基本方針は高島町(以下町という。)内の公共建築物等の整備において、地域産材<sup>※1</sup>の利用を促進するため「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第8条1項の規定に基づき策定された、県の基本方針「やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」(平成23年3月30日施行)に即して、法第9条第1項の規定に基づき、木材利用拡大を図る為に必要な基本的事項を定めるものである。

## 第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義

近年、利用時期となった豊富な森林資源がありながらも、これらの利用率は低く、木材価格も低迷していること等から林業、木材産業は停滞している。このような事から地域産材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大を通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。

公共建築物は多くの町民に利用されることから、公共建築物等に重点を置いて木材利用の促進を図ることにより、直接的な効果はもとより、公共建築物以外にも、住宅等の一般建築物における木材利用の拡大や、公共土木工事等の資材、各種原材料や木質チップ、ペレット等の木質バイオマスエネルギーとしての地域産材の利用といった波及効果も期待できる。

### 第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木造化を推進する公共建築物等

法に基づき地域産材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

##### (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般に利用される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院、診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、コミュニティセンター、町営住宅等の建築物の他、庁舎等が含まれる。

##### (2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

町以外の者が整備する(1)に準ずる公共性の高い建築物については町は可能な限り木材が利用されるように働きかけるものとする。

#### 2 公共建築物における木材利用促進の為の施策の具体的方向

公共建築物における木材利用にあたっては、建築材料としての木材利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及び木質バイオマスエネルギーとしての木材利用も併せてその促進を図るものとする。

木造化<sup>\*2</sup>以外の木材利用について、具体的には公共建築物等の内装や、家具・備品・調度品等の木質化<sup>\*3</sup>を促進し、その他にも暖房器具やボイラーの設置をする場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

また、機能上支障がない場合に限り、土木工事用資材においても木材の利用を促進する。

### 第4 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物のうち、低層の公共建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下、延べ床面積3,000㎡以下）については、新築・増築又は改装を行う場合は、原則として木造化を図ることを目標とする。

また、低層・高層関わらず、可能な部分についてはその用途や状況に応じ木質化を促進するものとする。

## 第5 公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における地域産材の利用を効果的に促進していくため、町をはじめ、森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者その他木材供給に関わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業集約化等による生産性の向上に努めるものとする。さらに、県や木材関連団体と連携し、地域産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、町においては、木材供給に携わる関係者の取り組みを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

## 第6 その他地域産材の利用促進に関する必要事項

### 1 公共建築物等の整備

公共建築物等における地域産材の利用促進を効果的に図っていくため、使用目的に合う適切な品質の確保や設計上の工夫など効率的な木材調達等によってコスト低減に努め、利用者ニーズや木材利用による付加価値等を十分に考慮した上で木材の利用に努める事とする。

また、公共建築物等を整備するにあたり、建設自体にかかるコストのみならず、維持管理及び解体や廃棄等にかかるコストについても十分検討し、総合的に判断した上で木材の利用につとめるものとする。

### 2 備品や消耗品等の購入

町が所管する公共建築物等における備品及び消耗品の導入にあたって、可能なものについては、その効果と意義を検討した上で地域産材を利用した製品を導入する。

- ※1 地域産材とは、主に町内及びその周辺地域の森林から生産された木材のこと。
- ※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。
- ※3 木質化とは、建築物等における、内装等の木材利用及び備品等における木材利用をいう。

## 附則

この基本方針は、平成25年2月1日から施行する。